暴追センターだより

2021.7
58

# 暴追ながさき

（シンボルマーク）

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

# 着任のごあいさつ

長崎県警察本部

刑事部長　山口善之

令和３年３月19日付けで、長崎県警察本部刑事部長に就任致しました山口でございます。

民間における暴力追放運動の推進母体として御尽力をいただいております公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター及びセンターの活動を支えていただいております賛助会員の皆様には、日頃より暴力団排除活動を始め、警察活動各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

全国的に暴力団勢力が減少する中、県内においても私が暴力団事件捜査に従事していた約20年前に比べて暴力団員は３分の１程度に減少しておりますが、暴力団員としての力と意思の強い者が残っているという見方もできるのではないでしょうか。本年６月５日の深夜に五島警察署管内で拳銃発砲事件が発生したことは、このような見方を裏付けるかのように私の目には映りました。

我々警察は、警察にしかできない犯人の逮捕等による暴力団員の取締りに持てる力の全てを傾注しながら、暴追センター、センターの賛助会員及び長崎県弁護士会をはじめ関係機関・団体の皆様と連携して暴力排除活動に取り組むとともに、皆様の活動を誠心誠意支援させていただきます。

最後になりますが、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターのますますの御発展と、皆様のご健勝を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

# ご　挨　拶

長崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員長　弁護士　　西村広平

長崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「当委員会」といいます。）委員長の西村広平と申します。平素より、当会及び当委員会の活動にご理解とご協力をだいておりますことに、心より御礼申し上げます。

当委員会の主な活動内容として、県警や暴追センターとの連携、民暴事案の研究、民暴被害者の救済活動などがあります。また、当委員会より不当要求防止責任者講習の講師を派遣し、企業に対する反社会的勢力（以下「反社」といいます。）排除のための啓蒙活動なども行っています。

平成19年６月に公表された「政府指針」において、事業者は、反社との「取引を含めた一切の関係遮断」を図ることが要請されました。それ以降、暴排条例の制定や金融庁の監督指針の強化等によって、暴力団構成員の数は年々減少しています。しかし、その一方で、反社の活動は、潜在化しており、特殊詐欺など巧妙な手口を使った資金獲得活動が活発化しているのも事実です。

こうした状況の中で、事業者を含めた一般市民は、たとえ取引等の相手方が反社であることを知らなかったとしても、反社とつながりがあったことが疑われただけで、厳しい社会的非難を受け、社会経済活動を行うことができないようになっています。こうした傾向は近時ますます強くなっています。

私たち民暴弁護士は、反社会的勢力からの不当要求に決して屈しないよう事業者や個人にアドバイスすることは当然ですが、上記のように、反社とのつながりが疑われないよう適切な予防手段を講じること、万が一、そのような事態に陥ったときに、どのような行動をとればよいかということを伝えていくことが、極めて重要だと考えています。特に、中小企業や小規模事業者においては、反社対策は未だ不十分であるのが実情だと思います。

当委員会は、平成28年に、『Q&A　企業のための反社会的勢力排除実践マニュアル』（商事法務）を刊行し、事業者が反社排除を実践するための具体的な手順や手法をマニュアル化しました。また、今後も、当委員会は、さまざまな知恵を絞りながら、反社排除という社会的要請を実現してもらうための啓蒙活動を継続していきたいと考えています。

当委員会では、反社排除のための研修会や講師派遣も行っておりますので、ぜひお気軽にお声かけくだされば幸いです。

# 全国　指定暴力団分布図　令和2年末現在

## 指定暴力団（24団体）

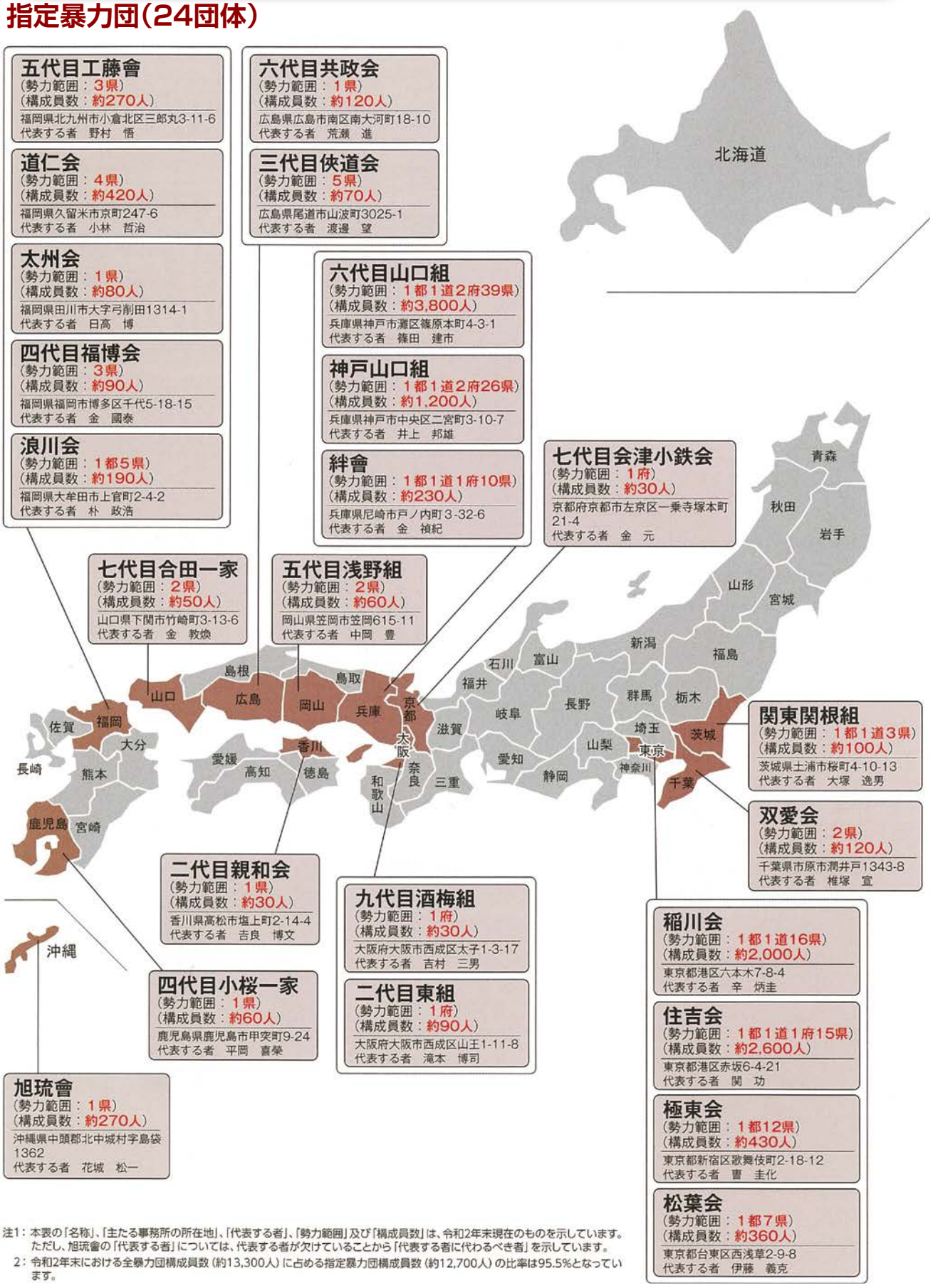


**五代目工藤會**
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約270人）
福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-11-6
代表する者　野村　悟

**道仁会**
（勢力範囲：4県）
（構成員数：約420人）
福岡県久留米市京町247-6
代表する者　小林　哲治

**太州会**
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約80人）
福岡県田川市大字弓削田1314-1
代表する者　日高　博

**四代目福博会**
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約90人）
福岡県福岡市博多区千代5-18-15
代表する者　金　國泰

**浪川会**
（勢力範囲：1都5県）
（構成員数：約190人）
福岡県大牟田市上官町2-4-2
代表する者　朴　政浩

**六代目共政会**
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約120人）
広島県広島市南区南大河町18-10
代表する者　荒瀬　進

**三代目侠道会**
（勢力範囲：5県）
（構成員数：約70人）
広島県尾道市山波町3025-1
代表する者　渡邊　望

**六代目山口組**
（勢力範囲：1都1道2府39県）
（構成員数：約3,800人）
兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1
代表する者　篠田　建市

**神戸山口組**
（勢力範囲：1都1道2府26県）
（構成員数：約1,200人）
兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7
代表する者　井上　邦雄

**絆會**
（勢力範囲：1都1道1府10県）
（構成員数：約230人）
兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6
代表する者　金　禎紀

**七代目会津小鉄会**
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約30人）
京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4
代表する者　金　元

**七代目合田一家**
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約50人）
山口県下関市竹崎町3-13-6
代表する者　金　敎煥

**五代目浅野組**
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約60人）
岡山県笠岡市笠岡615-11
代表する者　中岡　豊

**関東関根組**
（勢力範囲：1都1道3県）
（構成員数：約100人）
茨城県土浦市桜町4-10-13
代表する者　大塚　逸男

**双愛会**
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約120人）
千葉県市原市潤井戸1343-8
代表する者　椎塚　宣

**二代目親和会**
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約30人）
香川県高松市塩上町2-14-4
代表する者　吉良　博文

**九代目酒梅組**
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約30人）
大阪府大阪市西成区太子1-3-17
代表する者　吉村　三男

**二代目東組**
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約90人）
大阪府大阪市西成区山王1-11-8
代表する者　滝本　博司

**四代目小桜一家**
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約60人）
鹿児島県鹿児島市甲突町9-24
代表する者　平岡　喜榮

**稲川会**
（勢力範囲：1都1道16県）
（構成員数：約2,000人）
東京都港区六本木7-8-4
代表する者　辛　炳圭

**住吉会**
（勢力範囲：1都1道1府15県）
（構成員数：約2,600人）
東京都港区赤坂6-4-21
代表する者　関　功

**極東会**
（勢力範囲：1都12県）
（構成員数：約430人）
東京都新宿区歌舞伎町2-18-12
代表する者　曹　圭化

**松葉会**
（勢力範囲：1都7県）
（構成員数：約360人）
東京都台東区西浅草2-9-8
代表する者　伊藤　義克

**旭琉會**
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約270人）
沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362
代表する者　花城　松一

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和2年末現在のものを示しています。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示しています。

2：令和2年末における全暴力団構成員数（約13,300人）に占める指定暴力団構成員数（約12,700人）の比率は95.5%となっています。

# 長崎県　暴力団分布図

長崎県警発表から
令和2年末現在

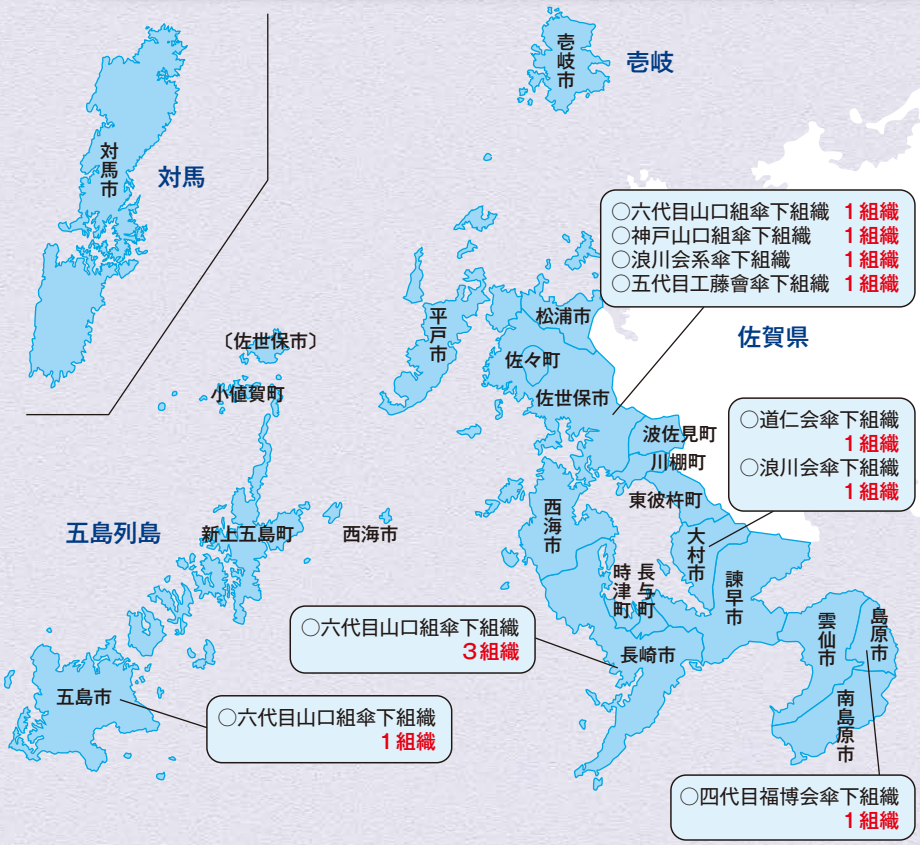


## 長崎県の暴力団勢力

| 名　称 | | 組織数 | 構成員等数（約） |
|---|---|---|---|
| 指定暴力団傘下組織 | 六代目山口組傘下組織 | 5組織 | 90人 |
| | 道仁会傘下組織 | 1組織 | 20人 |
| | 四代目福博会傘下組織 | 1組織 | 20人 |
| | 浪川会傘下組織 | 2組織 | 10人 |
| | 五代目工藤會傘下組織 | 1組織 | 5人 |
| | 神戸山口組傘下組織 | 1組織 | 5人 |
| 暴力団周辺者 | | ― | 10人 |
| 長崎県認定県外暴力団 | | ― | 10人 |
| 合　計 | | 11組織 | 160人 |

# 暴力追放センターが行う 各種支援 のご案内

## 相談の受付（無料）

暴追センターでは、常勤の職員２名、非常勤として弁護士４名があらゆる暴力団に係る相談を受け付けています。

## 被害者見舞金支給制度

暴力団による犯罪の被害者の方に、その被害に応じて20万円を超えない範囲内で見舞金を支給することができます。

## 訴訟費用等の貸付

暴力団に係る訴訟に必要な費用などを、内容に応じて200万円まで、また、暴力団事務所等の不動産を取得するための費用も無利子で貸し付けることができます。

## 暴力団事務所使用差止請求制度

暴力団事務所の付近住民が事務所使用の差止め請求をする場合、住民からの委託があれば、暴追センターが当該請求に関する一切の裁判上の手続きをすることができます。

# 不当要求に関するアンケートの実施結果

令和２年度中、暴追センター開催の不当要求防止責任者講習において、受講者の方に「暴力団などからの不当要求に関するアンケート」のご協力をいただきました。
その結果は次のとおりです。ご協力をいただいた方にはお礼申し上げます。

## 問1 暴力団などから不当要求を受けたことがありますか

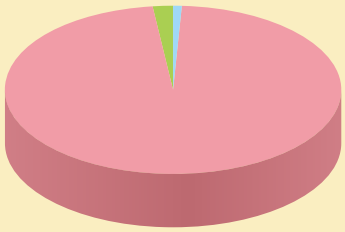

| | |
|---|---|
| ある | 3件 (0.8%) |
| ない | 345件 (97.5%) |
| 無回答・不明 | 6件 (1.7%) |

計354件

## 問2 不当要求の内容は（複数選択）

| 不当要求の内容 | 件数 |
|---|---|
| 些細なことでの因縁・暴行・脅迫・傷害 | 0 |
| 物や金を貸したが返してくれない | 0 |
| 物品の購入・券の購入の強要 | 1 |
| ショバ代、あいさつ料、用心棒等を要求 | 0 |
| 寄付金・賛助金・機関誌購読料金等の請求 | 1 |
| 仕事のミス等に難癖をつけ賠償金請求 | 1 |
| 工事現場の騒音・粉塵等で難癖をつけ賠償金請求 | 0 |
| 不当な貸し付けや手形割引・損失補償を要求 | 1 |
| その他、無回答・不明 | 0 |
| 合　　計 | 4 |

## 問3 不当要求にどのように対応しましたか

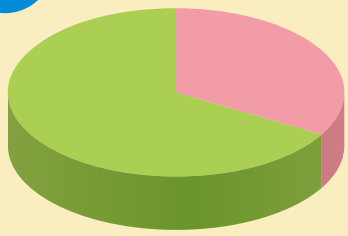

| | |
|---|---|
| 要求に全面的に応じた | 0件 (0.0%) |
| 要求の一部に応じた | 1件 (33.3%) |
| 要求を拒否した | 2件 (66.7%) |

計3件

## 問4 不当要求に応じた理由は（応じたと回答した方）

| 要求に応じた理由 | 件数 |
|---|---|
| うるさいから早く解決したかった | 0 |
| 穏便に済ませたかった | 0 |
| 恐ろしかった | 1 |
| 当方に落ち度があった | 0 |
| 業界の慣習にすぎない | 0 |
| その他、無回答・不明 | 0 |
| 合　　計 | 1 |

## 問5 渡した金額はどれくらいですか

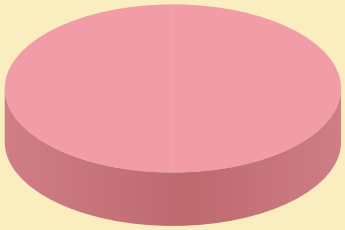

| | |
|---|---|
| 10万円未満 | 0件 |
| 10万円以上百万円未満 | 1件 |
| 百万円以上千万円未満 | 0件 |
| 千万円以上一億円未満 | 0件 |
| 一億円以上 | 0件 |

計1件

## 問6 暴力団が根絶しない理由はなぜですか（複数選択）

| 暴力団が根絶しない理由 | 件数 |
|---|---|
| 問題解決に暴力団を利用する人がいる | 229 |
| 被害にあっても仕返しが恐くて警察に届け出ない | 233 |
| 暴力団の要求に屈して資金提供する人がいる | 222 |
| 警察の取締りが手緩い | 41 |
| 暴力団を取り締まる法律が整備されていない | 47 |
| 暴力団員の犯罪に対する刑が軽い | 84 |
| 一度組に入ったら抜け出すことが困難 | 83 |
| 暴力団に憧れたり、加入する人がいる | 87 |
| その他 | 7 |
| 無回答・不明 | 13 |
| 合　　計 | 1,046 |

※コロナウイルスの感染拡大防止のため、講習中止等もあり
受講者が激減し、アンケート回答者数も激減しています。

| | |
|---|---|
| 受講者総数 | 360名 |
| 回答総数 | 356名 |
| 回答率 | 98.8% |

# 暴力団（悪質なクレーマー）からの不当要求に対する対策

悪質クレームとは、一般的に顧客の法的、社会的妥当性を欠く過度な不当要求行為をいいます。

## 対応の基本三原則

1. まず、クレーム事実の確認（迅速な調査）
2. 正当なクレームは誠実に対応（真摯に対応）
3. 過度なクレームは拒否し、法的に解決する

## 戦　術

▶ 不当要求に際しての基本的な攻撃要領

- クレームのネタが99%不利でも、１%を強引に認めさせ、責任転嫁を行う
- 相手の説明は遮り、自分のペースでクレームをつけ、主導権を握る
- 交渉相手が度々変わる企業は、回答がばらつきチャンスと見られる
- 名指しで何回も呼び出し、嫌悪感を植え付け、精神的に追い込む
- 怒鳴り、恫喝して相手に恐怖心を植え付ける
- 硬軟織り交ぜて攻撃し、思考能力を低下させる

## 措置要領

▶ 何事にも最初が肝心です（後の99%を形作ります）

### ❶ 事実調査・確認

・事実を調査した上でなければ、お答えできません
・事実調査をいたします。調査の結果については、追ってご連絡します
・お問い合わせや抗議があったときには、皆様にお願いしています
・（何時までに回答しろ）ご希望は伺いましたが、お約束はできかねます

### ❷ 即答の拒否

・責任ある回答をするときには、組織としての意思決定が必要です
・（社長の指示か）会社の方針です
・後日、弁護士を介して交渉させてもらいます
・その件については、法令等に基づき適正に対処させていただきます

### ❸ 他所を引き合いに出してきた時の対応

・他とは事情が違いますので、当方の判断で対処させていただきます
・ご指摘の件とご要望は別問題であり、ご要望に応じることはできません

### ❹ 長時間執拗な場合

・何度言われても結論は変わりません
・職務に影響がありますのでお引き取り下さい
・（納得できない）前回ご説明したとおりです

### ❺ 脅迫的な言動がある場合

・どういう意味でしょうか
・冷静なお話ができないならば、ご説明は打ち切らせていただきます
・当方も、しかるべき機関に相談いたします

**不当な要求があったら！暴力団問題で困ったら！**
**迷わずに、早め早めの相談が鉄則です**

長崎県暴力追放運動推進センター　電話 095-825-0893

# 暴力団離脱者の 社会復帰活動にご協力を

昨今の暴力団情勢は、「暴力団対策法」の規制強化や長崎県暴力団排除条例の施行により、組織を支える資金獲得活動が非常に困難になってきています。暴力団員の中には、暴力団と手を切り正業に就き更正したいと考える者も増えています。

本県では平成25年に「長崎県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」を再構築するなど、暴力団離脱者の就労支援に取組んでいます。

現在県内では建設業を中心に21業者が受入れを表明していただいていますが、まだまだ少ないのが現状です。

「暴力団をやめろ、やめろ」と言っても就労先がなければ、再び組織に戻ってしまいます。企業にとって、元暴力団を受入れ雇用することは大きな不安を伴うことは十分承知しています。もし、受入れていただければ、長崎県警等と連携して受入れていただいた企業の皆様そして離脱者に対してアフターケア、支援、見守りに努めてまいります。

本事業の趣旨をご理解いただき、社会復帰を希望する者の受入れについて、ご賛同又は協力いただける企業様がございましたら、当暴力追放センターまでご一報いただきますよう、よろしくお願いします。

**連絡先**

公益財団法人
**長崎県暴力追放運動推進センター**
**☎ 095-825-0893**

## 暴力団離脱者雇用給付金支給規程

当暴追センターの相談に係る県内暴力団離脱者を受け入れていただいた事業者の方に、１か月につき10万円を限度として６か月間支給いたします。


**公益財団法人**
**長崎県暴力追放運動推進センター**
所在地／長崎市万才町5番24号　ヒルサイド5ビル4F
電話 095-825-0893
FAX 095-825-0841
相談メールアドレス
info@boutsui-nagasaki.or.jp
ホームページ
https://www.boutsui-nagasaki.or.jp


◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を
**無料・秘密厳守**

発行と印刷
●発行　令和3年7月
（公財）長崎県暴力追放運動推進センター
●印刷　株式会社岩永印刷所